

役に立つ葬儀の話 Vol.75

「家系図」

突然ですが皆さんの中に、ご自身の家系図を作ったことがある！もしくは見た事がある！という方はいらっしゃいますか？家系図とは、先祖から子孫に至る一族の系統を書き記した系譜ですが、日常生活の中でもあまり目にすることはないと思います。かく言う私も、15年前に一度調べて作成した事がありましたが、巻物やきちんと製本した訳ではなく、その記憶も曖昧なものになってしまい、それ以降見た事はありません。調べた当時は、自分の知らない曾祖父母やそれ以上のご先祖様の名前を初めて目にし、それを紙に書きとめることによって目に見える形となり、沢山のご先祖様があつて今の自分の存在があるのだなと考えるきっかけになりました。

自身のルーツを知れる事にもなる家系図ですが、近年では終活でも良く出てくるエンディングノートにも家系図を書き込む仕様になっている物があります。また、元々の出身地が実は○○だった！とルーツの場所を実際に訪れる…なんていう事もあるそうです。一度ルーツを知る事によって、ご先祖様・家族・親族等の繋がりを再認識する事や、次世代にそのルーツを語り継いでいく事にも繋がっていく一助となり得るかもしれませんね。ぜひご興味がある方は探ってみられてはいかがでしょうか(^^)/

最近では、ドリーマーでも簡略的なものではあります「家系図」を用いて実際に書ける範囲で記入して頂く事をお勧めしております。書いてみると、「この叔父さんはどう言えどきちんと連絡しておかないと！」という様に連絡漏れが無くなる、御葬儀の際には参列する親族数の把握がしやすい、世帯ごとや家族関係の把握がしやすいという様に、

- ・連絡帳として活用出来る。
- ・目で見てわかる状態にすることで考えが整理しやすい、冷静な判断がしやすい。
- ・御葬儀の場合、故人様にどのくらいのご縁があったのかを思い起こせる。

…という事にも繋がるようです。

頭の中で考えてみるより、実際に目で見て考えるという事がすごく大事なポイントになってきます。人と人の『ご縁』は日常では見えづらく感じづらいもので、どうしても鈍感になってしまいがちですが、家系図を通して改めて向き合えるものなのかもしれません。

ドリーマーでは、これからも『ご縁』を大切にし、皆様と共に感謝の気持ちで送るお見送りのお手伝いをさせて頂きたいと思っております。



戸田直記

あとがき

春のお彼岸を迎え、皆様もお仏壇やお墓を清めたり、お墓参りに出向いたりされたのではないですか。そんなお彼岸にお供えするものといえば「ぼたもち」と「おはぎ」。その季節に咲く花にちなんで、春は牡丹の花から「ぼたもち」、秋は萩の花から「おはぎ」と呼びます。地域によって違いや諸説はあるのですが、意外なことに、二つとも呼び名が違うだけで蒸した米を丸めてあんで包んだ同じものなのです。ぼたもちは牡丹のようにおおきな丸い形に、おはぎは萩の花の様に俵型に作られることが多いです。昔は、秋に収穫したての小豆が皮まで柔らかく食べられる為つぶ餡を作り、春になると時間がたち、皮が固くなるので皮を取り除いたこし餡を作ると餡の違いもあったようですが、今は保存技術が発達した為、季節によるあんこの違いもなくなったそうです。意味を知ると余計に風情で美味しい感じますよね。

桜の蕾もほころびはじめるこの季節、風も春めいていて、お散歩がてらにお墓に参り、ご先祖様にご挨拶されるのもよいのではないでしょうか。



出口秀美

お問い合わせ 資料請求

フリーダイヤル
0120-44-5880
365日24時間対応しております。
【通話無料】携帯電話でもつながります。

お急ぎの方は
電話にて
ドリーマーご自宅出張
対応いたします。無料事前相談実施中!!

◆ドリーマーではご葬儀前に必ず全てのお見積もりをお客様に提示します。
◆ご予算に合わない場合は、予算に合わせて内容の変更が可能です。
◆後で想定外の費用が発生する事はございません。

ドリーマーの
ご葬儀費用

生前贈与と相続の新ルール

生前贈与への課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。贈与される人が贈与する人ごとに、どちらか有利な課税方法を選べます。このたび、令和5年度の与党税制改正大綱が発表され、両方の課税方法で見直しが示されました。今回は、現時点で見込まれるそれぞれの変更点をご説明します。

【暦年課税の改正：生前贈与加算期間の延長】

暦年課税では、年110万円以下（基礎控除）の贈与が非課税となり、それを超える部分に課税されます。これまで、死亡前3年間に贈与した分が金額にかかわらず相続財産に加算され、相続税の課税対象になっていました。改正後は、この加算期間が3年から7年に延長される見込みです。ただし、死亡前3年以内の取扱いは変わらず、4~7年前の贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

例えば、亡くなる10年前から毎年110万円ずつ、全部で1,100万円生前贈与した場合、そのうちいくら相続財産に加算されるのでしょうか。これまで330万円（3年以内の贈与分）でした。改正後はさらに340万円（4~7年前の分440万円-加算されない100万円=340万円）加わり、計670万円が相続財産に加算されます。

【相続時精算課税の改正：基礎控除（年110万円）の創設】

相続時精算課税を選択すると、財産を贈与した時は2,500万円以下が非課税で、それを超える部分には一律20%課税されます。ただし、その後贈与した人が亡くなった時に、贈与した全ての財産を相続税の課税価格に加算して相続税を計算します。これまで相続時精算課税では、少額であっても贈与税の申告が必要でした。改正後は、年110万円以下（基礎控除）の贈与は贈与税申告が不要となる見込みです。また、相続税の課税価格に加算される額も、贈与財産の価額から前述の年110万円の基礎控除を差し引いた額となります。ただし、いったん相続時精算課税を選ぶと暦年課税へ変更できない点は同じです。

新しいルールが適用されるのは、令和6年1月1日の生前贈与からの予定です。つまり、令和5年12月31までの「駆け込み贈与」は、今年限りの有効な節税策です。早めに専門家に相談し、入念に計画を立てることをお勧めします。

JBAグループ

スタッフコラム



皆さんは、自分の誕生日をどうお過ごしでしょうか？家族や友人とお祝いをしたり、どこかへ出かけたり…様々な時間をお過ごしかと思います。大人になるにつれて、忙しい日々に自分の誕生日をすっかり忘れてしまうなんてことや、一つ年を重ねることを自覚してしまい、誕生日を迎えるのは嫌だなと思うこともあります。私も最近は一つ年を重ねることを重く感じ、次の誕生日までが早く感じるようになりました。今回、そんなお誕生日にまつわるお話を、何年も前の私がまだ若かりし頃のお誕生日のことです。

朝ご飯を食べ、準備をして会社へ。いつもと同じ朝でした…。が、何か、何かがないのです。そうです！家族の誰からも『おめでとう』と言われていないのです。モヤモヤとした気持ちを少し抱えながら会社で一日を過ごし、同僚から頂いた誕生日プレゼント、たまたま頂いた花束（頂きものを頂きました(笑)）を手に帰宅することに。自宅に帰るなり、私の両手のプレゼントと花束を見て驚いた母は『どうしたん？』と聞いてきました。この状況にも関わらず、誕生日だと気付いていない母に悔しくなった私は、とっさに『腹が立つから会社、辞めてきた！』と嘘をつきました。それを聞いた母は『ううん…』と。ここまで言っても会社を辞めてきたことを信用する母に、しばらくはそのまま嘘についておくことにしました。プレゼントもそうですが、たまたま頂いた花束が送別会で頂いたお花に見えたようで、より退職してきたかのように思えたのか、私の演技にも気付くことはないでした。しかし気付かないまま時間が過ぎ、虚しくなった私は自分で誕生日だと告げました。お誕生日だと伝えるとハッとして、母から『おめでとう！』と言ってもらいましたが、なんだか言葉を強要したような状況に寂しく悲しい気持ちになりました。

『おめでとう』の一言は祝福を受ける側からは意外と嬉しいものです。お祝いに使う言葉などにも『おめでとう』の言葉は用いられていますが、その言葉を言わることは受け取る側にとっても、モチベーションを上げる魔法の言葉だと思います。直接伝えることが少し恥ずかしい時もありますが、皆さんもご家族や知人のお誕生日には是非『おめでとう』の一言は言ってあげましょう。



岩佐いほり